


**法改正にも対応！**

# 就業規則の見直しと運用のポイント

2019年4月1日から「働き方改革関連法」が施行され始めるほか、職場のパワハラ防止措置を企業に義務付けるため法整備する方針が示されるなど、日本における労働情勢・雇用環境は日々変化しています。

世の中の変化に対応して就業規則を整備することは、多種多様な人事労務に関するトラブルから会社を守ることに繋がります。本セミナーでは、自社の就業規則のリスクチェックを実際に行い、“法改正や最近増加傾向にあるトラブルに強い就業規則”の見直しとその運用のポイントについて解説します。

## こんな企業・担当者にオススメです！

- ☑法改正（年次有給休暇取得義務化など）に対応した就業規則の整備が完了していない
- ☑過去の就業規則を使い続けているため時代に即していない
- ☑新しいリスクに自社の就業規則が対応できているか不安

**このままでは会社が多くのリスクを抱えることになりかねません！**

日時	平成31年2月21日（木） 10時00分～17時00分	
場所	名古屋商工会議所ビル 3階 「第6会議室」 名古屋市中区栄2-10-19（地下鉄東山・鶴舞線「伏見駅」⑤出口 徒歩5分）	
講師	HRマネジメント相談所 稲垣謙二社会保険労務士事務所 代表 稲垣 謙二 氏（特定社会保険労務士・中小企業診断士・産業カウンセラー）	
内容 (予定)	<b>1. 就業規則が会社を守る！</b> (1) 働き方改革法のポイント (2) 会社を守る就業規則とは (3) 増える問題社員への対応策	<b>【お願い】</b> ・自社の「 <u>就業規則</u> 」「 <u>賃金規程</u> 」「 <u>育児・介護休業規程</u> 」等をご持参ください。 ・昼食は各自でご用意ください。
	<b>2. “リスクヘッジ型”就業規則の改定と運用のポイント</b> (1) 自社の就業規則のリスクチェック (2) リスクヘッジ型の就業規則改訂ポイント + 働き方改革法改正対策 ①不利益変更問題に対応する！ ②試用期間、懲戒、退職・解雇、休職規定を整える ③労働時間管理に関する規定のポイント 法改正対策：新36協定について ④ハラスメント防止、メンタルヘルス規定	⑤SNSリスクに対応するための情報管理規定 ⑥賃金に関する規定のポイント ⑦法改正対策 ・年次有給休暇とフレックスタイム制 ⑧パートタイム規定の留意点
	<b>3. &lt;特別講座&gt;法改正対策とこれからの人事労務管理</b> (1) その他働き方改革推進について 在宅勤務制度、勤務間インターバル等	(2) 同一労働同一賃金の動向と対策 (3) その他今後の法改正動向と会社の対策
その他	<b>参加費</b> 愛知・岐阜・三重県経営者協会会員：一人10,000円 非会員・その他：一人15,000円 ※いずれも消費税込	<b>問合先</b> 愛知県経営者協会 会員サービス部 (TEL: 052-221-1931)

お申し込みは、**愛知県経営者協会HP(「aikeikyo」で検索！)**から

詳細は裏面へ→

# F A X 申 込 書 (052-221-1935)

## 1. 申 込 方 法

- ① ホームページからのお申込み  
⇒「aikeikyo」または「<http://www.aikeikyo.com>」で検索 (TOP→「セミナーのご案内」)
- ② F A Xによるお申込み⇒下記にご記入の上、052-221-1935 までお送りください。

## 2. 参加費振込先

三菱UFJ銀行 鶴舞支店 (普)0587192 「愛知県経営者協会」  
 ※当日参加費をご持参いただく場合は、欄外にその旨ご記入ください。  
 ※お申込み受付後、数日中に請求書をお送りします。

## 3. 注 意 事 項

- ① 申込みをキャンセルされる場合は、2月15日(金)までにお願いします。2月18日(月)以降のキャンセルは、参加費を申し受けますのでご了承ください。  
 ※土日祝日はご対応致しかねますので、予めご了承ください。
- ② 参加証は発行いたしません。当日、直接会場にお越しください。
- ③ この申込書でご提供いただいた個人情報は、本セミナーの受講者資料として使用し、ご本人の同意なく目的外の利用を行うことはありません。

### 【参加者情報】

法改正にも対応！

## 就業規則の作成・見直しと運用のポイント

所属経営者協会 (○をおつけください。)				請求書	○をおつけください。	
愛知 経協 ( )	岐阜 経協 ( )	三重 経協 ( )	非会員 その他 ( )		必要 ( )	不要 ( )
会社名				TEL	( ) -	
住 所	〒			ご担当者 (請求書送付先)		
				部署	お名前	
	お名前	部 署		お役職		
受講者①						
受講者②						
受講者③						

⇒F A Xによるお申込みの場合は、このまま切り離さず **052-221-1935** へお送り下さい。